

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 31 年 3 月 6 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1800083号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1800046号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年4月1日から平成7年9月1日までの期間のうち7年間ぐらい
私は、請求期間において、A社が経営していたB事業所という名称のC店でD職としてE業務に従事し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の複数の元従業員の回答から、期間は特定できないものの、請求者が同社が経営するB事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、請求者は、請求期間当時、B事業所において、自身と同様にD職としてE業務に従事していた同僚2名の氏名を挙げているところ、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、当該同僚2名の厚生年金保険の被保険者記録はいずれも確認できず、当該同僚2名のうち所在が判明した1名及び同社において請求期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の元従業員に照会したものの、請求者の同社における勤務期間及び厚生年金保険料の控除についての具体的な回答を得ることができない。

また、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本においても、同社は既に解散していることが確認できる上、当該商業登記簿謄本において確認できる代表取締役を含む元取締役のうち、回答があった1名は、請求者の在籍期間及び請求期間に係る厚生年金保険料の控除については、当時の資料がないため不明である旨回答していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、請求者の厚生年金

保険の被保険者記録は確認できない上、同社の厚生年金保険の被保険者整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。